

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 2 月 14 日 (金) 第 80 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

- 鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (2件) (保健体育課取扱い) 1  
(都市計画課取扱い) 2

### 告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 4
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 4
- 公有水面の埋立ての免許 (港湾空港課取扱い) 4
- 土地区画整理事業の換地処分 (都市計画課取扱い) 6
- 都市計画臨港地区の変更 (都市計画課取扱い) 7
- 令和元年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 7
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 8
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 8

### 公 告

- 一般競争入札公告 (会計課取扱い) 8
- 落札者等の公告 (10件) (管財課取扱い) 10
- 一般競争入札公告 (県立鹿児島養護学校取扱い) 14

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 17

### 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 公 表

- 第 5 種 共 同 漁 業 権 に 基 づ く 令 和 2 年 の 増 殖 目 標 数 量 等 の 公 表 (内水面漁場管理委員会取扱い) 19

## 規 則

鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿 児 島 県 規 則 第 4 号

鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則（昭和46年鹿児島県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

運 動 施 設 名	附 属 設 備 名	
鹿 児 島 県 立 鴨 池 陸 上 競 技 場	会議室	
	放送設備	
	大型映像装置	
	クライミングウォール	
	夜間照明施設	
鹿 児 島 県 立 鴨 池 野 球 場	会議室	
	放送設備	
	屋内ピッチング練習室	
	屋外練習場	ピッチング練習場 バッティング練習場
	スコアボード	
	夜間照明施設	
鹿 児 島 県 立 鴨 池 補 助 競 技 場	会議室	
	放送設備	
	夜間照明施設	
鹿 児 島 県 立 鴨 池 庭 球 場	会議室	
	放送設備	
鹿 児 島 県 立 サ ッ カ ー ・ ラ グ ビ ー 場	会議室	
	放送設備	
	電光得点板	
	夜間照明施設	
備考 1	鹿児島県立鴨池野球場を利用する者が同野球場の屋内ピッチング練習室又は屋外練習場を利用する場合には，当該附属設備に係る利用料金は，無料とする。	
備考 2	鹿児島県立サッカー・ラグビー場の天然芝グラウンド又は人工芝グラウンドを利用する者が会議室を利用する場合には，当該会議室の利用料金は，無料とする。	

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

.....

鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県規則第 5 号**

鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鴨池公園，鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則（昭和46年鹿児島県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表鹿児島県立鴨池野球場の項中「スコアボード」を「大型映像装置」に改める。

附 則

この規則は，令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

**告 示**

**鹿児島県告示第131号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として

指定する。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
垂水市二川字宇都424番, 字松原428番
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については, 主伐は, 択伐による。  
字宇都424番・字松原428番 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については, 主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は, 省略し, その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第132号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 2 項の規定により, 次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
曾於市末吉町二之方字姥石3941番
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第133号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第60条第 1 項の規定により, 次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
m y 薬局さつま	薩摩郡さつま町船木2323-1	令和 2 年 2 月 1 日	育成医療・更 生医療

**鹿児島県告示第134号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（農業用排水施設整備，農道整備及び区画整理）躍動中種子地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 2 年 2 月 17 日から同年 3 月 16 日まで
- 3 縦覧場所  
中種子町役場農地整備課

**鹿児島県告示第135号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和 2 年 2 月 5 日から同年 3 月 25 日まで
- 3 作業の地域 与論町那間地内

**鹿児島県告示第136号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和 2 年 2 月 14 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町一湊字西小管984番1地先から同町一湊字西小川1036番2地先まで	前	12.9～25.4	233.6
			後	21.1～32.3	233.6

**鹿児島県告示第137号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島港港湾管理者 鹿児島県  
代表者 鹿児島県知事 三反園訓

- 1 免許年月日  
令和 2 年 2 月 4 日
- 2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
鹿児島県  
鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 三反園訓

3 埋立区域

(1) 位置

ア 全体

鹿児島市東開町字東開23番, 25番, 33番及び6番10の地先公有水面

イ 1工区

鹿児島市東開町字東開23番, 25番, 33番及び6番10の地先公有水面

ウ 2工区

鹿児島市東開町字東開23番, 33番及び6番10の地先公有水面

(2) 区域

ア 全体

次の各地点のうち, ①の地点と④の地点を順次に結ぶ平成30年の春分の満潮位 (D. L. +2.77メートル) における公有水面と陸地との境界線, ④の地点と⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 鹿児島市東開町6番1の国土地理院木材港四等三角点 (北緯31度32分07秒5884, 東経130度32分26秒5723) (以下「基点」という。) から158度15分36秒242.40メートルの地点

②の地点 ①の地点から203度18分53秒627.48メートルの地点

③の地点 ②の地点から289度57分52秒337.36メートルの地点

④の地点 ③の地点から35度04分36秒116.26メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から125度12分59秒35.22メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から34度51分46秒578.16メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から124度51分46秒3.80メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から34度51分46秒7.31メートルの地点

イ 1工区

次の各地点のうち, ⑫の地点と④の地点を順次に結ぶ平成30年の春分の満潮位 (D. L. +2.77メートル) における公有水面と陸地との境界線, ④の地点と⑩の地点までを順次に結んだ線及び⑫の地点と⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑫の地点 基点から184度01分18秒519.27メートルの地点

②の地点 ⑫の地点から203度18分53秒308.61メートルの地点

③の地点 ②の地点から289度57分52秒337.36メートルの地点

④の地点 ③の地点から35度04分36秒116.26メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から125度12分59秒35.22メートルの地点

⑨の地点 ⑤の地点から34度51分46秒337.00メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から123度03分11秒37.26メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から214度51分46秒105.65メートルの地点

ウ 2工区

次の各地点のうち, ①の地点と⑫の地点を結ぶ平成30年の春分の満潮位 (D. L. +2.77メートル) における公有水面と陸地との境界線, ⑫の地点と⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基点から158度15分36秒242.40メートルの地点

⑫の地点 ①の地点から203度18分53秒318.87メートルの地点

⑪の地点 ⑫の地点から292度54分15秒195.60メートルの地点

⑩の地点 ⑪の地点から34度51分46秒105.65メートルの地点

⑨の地点 ⑩の地点から303度03分11秒37.26メートルの地点

⑥の地点 ⑨の地点から34度51分46秒241.16メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から124度51分46秒3.80メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から34度51分46秒7.31メートルの地点

(3) 面積

ア 全体 155,036.46平方メートル

- イ 1 工区 92,145.50平方メートル  
ウ 2 工区 62,890.96平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置
- ア 全体  
鹿児島市東開町字東開24番, 23番, 25番, 33番及び6番10の地内並びに地先公有水面
- イ 1 工区  
鹿児島市東開町字東開25番, 33番及び6番10の地内並びに地先公有水面
- ウ 2 工区  
鹿児島市東開町字東開24番, 23番及び6番10の地内並びに地先公有水面
- (2) 区域
- ア 全体  
次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点を結んだ線により囲まれた区域
- ㊦の地点 基点から23度26分05秒23.14メートルの地点  
㊧の地点 ㊦の地点から124度55分43秒183.27メートルの地点  
㊨の地点 ㊧の地点から203度18分53秒792.51メートルの地点  
㊩の地点 ㊨の地点から289度57分52秒353.82メートルの地点
- イ 1 工区  
次の各地点を順次に結んだ線及び㊪の地点と㊫の地点を結んだ線により囲まれた区域
- ㊪の地点 基点から215度32分54秒383.26メートルの地点  
㊫の地点 ㊪の地点から123度03分11秒79.48メートルの地点  
㊬の地点 ㊫の地点から214度51分46秒105.65メートルの地点  
㊭の地点 ㊬の地点から112度54分15秒203.60メートルの地点  
㊮の地点 ㊭の地点から203度18分53秒316.21メートルの地点  
㊯の地点 ㊮の地点から289度57分52秒353.82メートルの地点
- ウ 2 工区  
次の各地点を順次に結んだ線及び㊰の地点と㊱の地点を結んだ線により囲まれた区域
- ㊰の地点 基点から23度26分05秒23.14メートルの地点  
㊱の地点 ㊰の地点から124度55分43秒183.27メートルの地点  
㊲の地点 ㊱の地点から203度18分53秒476.30メートルの地点  
㊳の地点 ㊲の地点から292度54分15秒203.60メートルの地点  
㊴の地点 ㊳の地点から34度51分46秒105.65メートルの地点  
㊵の地点 ㊴の地点から303度03分11秒79.48メートルの地点
- (3) 面積
- ア 全体 219,470.72平方メートル  
イ 1 工区 112,418.50平方メートル  
ウ 2 工区 107,052.22平方メートル
- 5 埋立地の用途  
スポーツ・レクリエーション施設用地

### 鹿児島県告示第138号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、川内市権現原土地区画整理組合理事長田上樑から次のとおり同法第97条第1項の規定による変更認可後の換地計画の当該変更に係る部分の換地処分をした旨の届出があった。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 土地区画整理事業の名称  
川内市権現原土地区画整理事業
- 2 換地処分の年月日  
令和 2 年 1 月 9 日

## 鹿児島県告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 名瀬都市計画臨港地区
  - (2) 名称 名瀬港臨港地区
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 

変更した部分  
奄美市名瀬塩浜町の一部

追加した部分  
奄美市名瀬矢之脇町の一部

## 鹿児島県告示第140号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項の規定により、令和元年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 募集種目  
自衛官候補生（陸上男子）
- 2 募集期間  
令和 2 年 2 月 18 日から同年 3 月 6 日まで
- 3 試験期日  
令和 2 年 3 月 14 日
- 4 応募年齢  
令和 2 年 4 月 1 日において18歳以上  
令和 2 年 6 月 30 日において33歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊 266 番地 49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地

- 6 応募手続  
応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。  
なお、志願票は、各市町村において交付する。

## 北薩地域振興局告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 2 月 14 日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションこすもす	薩摩川内市勝目町 5101 番地 2	株式会社今井工業	鹿児島市平川町 5758 番地 33	今井 雅之	令和 2 年 1 月 1 日	居宅介護・重度訪

						問 介 護
--	--	--	--	--	--	-------

## 始良・伊佐地域振興局告示第 8 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 2 月 14 日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

事 業 所		指定障害児通所支援事業者			廃 止 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
笑和の家	霧島市隼人町見次1290番地2号	株式会社クオリティスタッフ	霧島市国分名波町24番21号	中條 聖	令和 2 年 2 月 6 日	放課後等 デイサー ビス

## 大隅地域振興局告示第 2 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 2 月 14 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
放課後等デイサービスパーシー	鹿屋市新川町156番地4	特定非営利活動法人PERCY	鹿屋市新川町156番地4	老田 亮太	令和 2 年 2 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
電子収納システム保守管理業務委託
- (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所  
鹿児島県出納局会計課出納管理係

## 2 入札に参加する者に必要な資格及び審査等

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、資格審査の結果は、令和 2 年 3 月 13 日までに書面及び電話により通知する。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。



- (3) 入札説明書に記載する入札に参加する者に必要な資格を証明する書類を令和 2 年 3 月 6 日午後 5 時 15 分までに 10 の担当部局に提出し、当該業務を履行することができることを証明した者であること。  
なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 令和 2 年 3 月 27 日午前 10 時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 8 階）8 - 出 - 1 会議室
- (3) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
（㊦）交付場所 鹿児島県出納局会計課出納管理係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号  
（㊧）交付期限 令和 2 年 2 月 28 日午後 5 時
- 4 契約条項を示す場所及び期限  
3 の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金  
免除する。
- 6 入札の無効  
次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札  
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札  
(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札  
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札  
(6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
 

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 8 最低制限価格
 

設定しない。
- 9 契約書案の提出
 

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
 

鹿児島県出納局会計課出納管理係  
 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
 電話番号 099-286-3775  
 ファックス番号 099-286-5639
- 11 その他
  - (1) この入札は、この調達に係る令和 2 年度予算が成立しないときは実施しない。
  - (2) この入札に係る契約は、令和 2 年 4 月 1 日に確定する。

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 

鹿児島県有施設その 1 (13施設) で使用する電気  
 年間予想使用電力量 4,802,653キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
 鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
 

令和 2 年 1 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所
 

九州電力株式会社鹿児島営業所  
 鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額
 

予想使用電力料金 66,370,680円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
 

一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
 

令和元年12月10日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 

鹿児島県有施設その 2 (16施設) で使用する電気  
 年間予想使用電力量 5,406,546キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 1 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 73,926,135円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年12月10日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県有施設その 3 (15施設) で使用する電気  
年間予想使用電力量 4,363,659キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 1 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 61,183,579円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年12月10日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県有施設その 4 (14施設) で使用する電気  
年間予想使用電力量 3,068,204キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 1 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所

鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号

- 5 落札金額  
予想使用電力料金 45,566,796円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年12月10日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県有施設その 5 (21施設) で使用する電気  
年間予想使用電力量 3,959,384キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 1 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 60,160,595円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年12月10日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県有施設その 6 (18施設) で使用する電気  
年間予想使用電力量 5,241,591キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 1 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 75,718,329円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

令和元年12月10日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県有施設その 7 (17施設) で使用する電気  
年間予想使用電力量 6,073,760キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 1 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 84,391,025円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年12月10日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県有施設その 8 (24施設) で使用する電気  
年間予想使用電力量 4,421,082キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 1 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 60,788,024円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年12月10日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県有施設その 9 (12施設) で使用する電気  
年間予想使用電力量 4, 128, 055キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 1 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 56, 344, 768円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年12月10日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。  
令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
鹿児島県有施設その10 (17施設) で使用する電気  
年間予想使用電力量 5, 395, 503キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係  
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 1 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
九州電力株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市与次郎二丁目 6 番 16 号
- 5 落札金額  
予想使用電力料金 77, 021, 018円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年12月10日

一般競争入札公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第 1 項の規定により, 特定役務の調達について,  
次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を行う。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県立鹿児島養護学校長 福田雅紀

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
学校給食及び寄宿舍給食調理業務 一式
  - (2) 調達をする特定役務の特質等  
入札説明書による。

- (3) 履行期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所  
鹿児島県立鹿児島養護学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法，時期，場所等  
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法  
資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県立鹿児島養護学校事務室  
鹿児島市吉野一丁目42番 1 号 郵便番号 892-0877  
電話番号 099-243-0114  
ファックス番号 099-243-6107
- (3) 申請書類の受付期間  
令和 2 年 2 月 14 日から同月 21 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分までとする。  
なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札に参加する者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所  
鹿児島県立鹿児島養護学校事務室  
鹿児島市吉野一丁目42番 1 号 郵便番号 892-0877
- (3) 入札書の提出方法  
(2)の提出場所に持参し，又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は，配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)
- (4) 入札書の提出期限  
令和 2 年 3 月 25 日午後 4 時 50 分（郵便又は信書便により送付する場合は，同期限までに必着のこと。)
- (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 令和 2 年 3 月 26 日午後 2 時  
イ 場所 鹿児島県立鹿児島養護学校大会議室

鹿児島市吉野一丁目42番1号

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 令和2年3月11日午後1時

イ 場所 (5)のイに同じ

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場所において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

10 最低制限価格



設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立鹿児島養護学校事務室

鹿児島市吉野一丁目42番1号 郵便番号 892-0877

電話番号 099-243-0114

ファックス番号 099-243-6107

13 その他

(1) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この入札は、この業務委託に係る令和 2 年度予算が成立しないときは実施しない。

(3) この入札に係る契約は、令和 2 年 4 月 1 日に確定する。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:

School lunch and dormitory meal work for the Kagoshima Prefectural Kagoshima School for the Impaired, 1Set

(2) FULFILLMENT PERIOD:

From 1 April, 2020 to 31 March, 2021

(3) FULFILLMENT PLACE:

As indicated in the tender explanation sheet

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

4:50 p.m. 25 March, 2020

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Kagoshima Prefectural Kagoshima School for the Impaired

1-42-1 Yoshino, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 892-0877 Japan

TEL 099-243-0114

FAX 099-243-6107

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第 5 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による設立の届出があった政治団体、法第 7 条第 1 項の規定による異動の届出があった政治団体、法第 17 条第 1 項の規定による解散の届出があった政治団体又は法第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 2 年 2 月 14 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の 名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補 者の氏名及 び公職の種 類 (第二号)	届 出 年月日
つるまる拓馬 会	岩元 耕 兒	篠原 利 浩	鹿児島市新屋敷町 16 番 422 号 (公社ビル)	宮路 拓馬, 衆議院議員	令和 2 年 1 月 7 日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
神園かつき後援会	山口 満男	神園 早苗	伊佐市菱刈徳辺2244-1	令和2年1月22日
竹原研二後援会	竹原 研二	竹原 みどり	伊佐市菱刈川北2677	令和2年1月16日
はじまる!広場の会	池水 聖子	松下 育郎	鹿児島市照国町17-14-803	令和2年1月6日
ひごまさし後援会	松下 伝男	肥後 義喜	始良市西始良二丁目3-2	令和2年1月24日
山平達也後援会	山平 達也	山平 昌子	薩摩川内市木場茶屋町7147-102	令和2年1月8日

## 2 異動の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

## ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県第一選挙区支部	森山 裕	会計責任者の氏名	田畑 隆治	湯川 一行	令和2年1月1日

## イ 国会議員関係団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県支部連合会	森山 裕	会計責任者の氏名	田畑 隆治	湯川 一行	令和2年1月1日
自由民主党加治木支部	岩澤 隆志	主たる事務所の所在地	始良市加治木町新生町10-357	始良市加治木町木田2407-1	令和元年12月24日
		代表者の氏名	岩澤 隆志	池田 初夫	

## (2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
下鶴隆央と未来をつくる会	下鶴 隆央	主たる事務所の所在地	鹿児島市谷山中央1-4388-206	鹿児島市小松原2-14-22	令和2年1月21日
永田誠後援会	永田 りえ子	代表者の氏名	永田 りえ子	幸山 佳津也	令和元年7月28日

## 3 解散の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県鹿児島市・鹿児島郡区第七支部	鹿児島市武一丁目41-12	柴立 鉄彦	令和元年12月30日
自由民主党鹿児島県鹿児島市・鹿児島郡区第八支部	鹿児島市薬師2-11-16	吉野 正二郎	令和元年12月31日

## (2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
榎園隆後援会	出水市高尾野町下水流 2197-3	徳留 昇	令和元年12月27日
しばたて鉄彦後援会	鹿児島市武一丁目41-12	竹之下 伸一	令和元年12月30日
正翔会	鹿児島市常盤2-2-23	吉野 正二郎	令和元年12月24日
鉄友会	鹿児島市武一丁目41-12	柴立 鉄彦	令和元年12月30日
宮城雄二後援会	志布志市有明町野井倉 5120-1	宮城 雄二	令和元年12月31日
吉野正二郎後援会	鹿児島市常盤2-2-23	妹尾 博隆	令和元年12月31日

4 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体系法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
柴立 鉄彦	鉄友会	令和元年12月30日
吉野 正二郎	正翔会	令和元年12月24日

**内水面漁場管理委員会公表**

第5種共同漁業権に基づく令和2年の増殖目標数量等の公表

水産庁長官通知（平成24年6月8日付け24水管第684号水産庁長官）により、漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第5項に規定する第5種共同漁業の免許を受けた者の令和2年における水産動植物の増殖目標数量等を次のとおり定めたので公表する。

令和2年2月14日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

区分 漁業権 免許番号	漁業権者	増殖目標数量等								備 考
		あゆ	こい	ふな	うなぎ	やまめ	もくずがに	おいかわ	てながえび	
鹿内共第1号	広瀬川漁業協同組合	kg 600	kg 0	kg 10	kg 50	kg 30	kg 150	kg 5	kg 10	1尾は、次のものを標準とする。  あゆ 5グラム  ふな 10グラム  うなぎ 10グラム ただし、 成鰻を放流する場合は 増殖目標数量の3倍を
鹿内共第2号	高尾野内水面漁業協同組合	150	0		40		50			
鹿内共第3号	高松川漁業協同組合	30	0		30		50			
鹿内共第4号	川内川漁業協同組合	200	0	40	50		200		10	
	川内市内水面漁業協同組合	50	0	150	200		200		5	
鹿内共第5号	川内川漁業協同組合	20	0	10	5					
	川内市内水面漁業協同組合	20	0	30	10					
	川内川上流漁業協同組合	20	0	10	20					

鹿 内 共 第 6 号	川内川上流漁 業協同組合	230	0	40	80	30		10		目安とする。
鹿 内 共 第 8 号	川辺広瀬川漁 業協同組合	70	0		40		200		15	やまめ 5グラム
鹿 内 共 第 9 号	甲突川漁業協 同組合	150	0		20		250			もくずがに
鹿 内 共 第 10 号	思川漁業協同 組合	30	0		20		30			甲幅3セ ンチメー トル
鹿 内 共 第 11 号	別府川漁業協 同組合	60	0		20					
鹿 内 共 第 12 号	網掛川漁業協 同組合	180	0		30					おいかわ 体長5セ ンチメー トル
鹿 内 共 第 13 号	日当山天降川 漁業協同組合	650	0	20	50					
	松永漁業協同 組合	400	0	30	40					てながえび 5グラム
	手籠川漁業協 同組合	30	0	30	20					
鹿 内 共 第 14 号	検校川漁業協 同組合	100			10		50			
鹿 内 共 第 15 号	安楽川漁業協 同組合	100	0		10		50			
鹿 内 共 第 16 号	末吉町内水面 漁業協同組合		0	50	50					